

# 重 要

埼行発第12号  
令和2年4月2日

会員各位

埼玉県行政書士会  
会長 関口 隆夫  
(公印省略)

## 新型コロナウイルス（COVID - 19）対応について

会員各位には常日頃、本会会務の運営にあたり、御協力有り難うございます。

さて、新型コロナウイルス（COVID - 19）については、首都圏を中心に感染拡大の様相を呈してきており、今まで以上の行動自粛が求められております。

当会では、2月28日以降の研修会を延期・中止してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を考慮しつつ、今後開催される各種研修会等について当面の間、下記のと通りの取扱いをさせていただきますので、御理解御協力の程お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 研修会について（5月1日以降実施予定分）

- ① 会場でのアルコール消毒液の設置と検温の実施
- ② 本会運営スタッフのマスク着用
- ③ 参加者のマスク着用
- ④ 会場内における注意喚起文書の掲示
- ⑤ 体調不良の方の参加自粛

\* 4月中に実施される研修会はありません。

#### 2. 各部会、理事会等の開催について

- ① 各部部員のアルコール消毒励行とマスク着用・検温の実施
- ② 体調不良者の参加自粛
- ③ 会館内における注意喚起文書の掲示
- ④ 感染状況次第でメール会議・書面決議とする

#### 3. 事務局業務について

- ① 事務局職員の執務室でのマスク着用
- ② 体調不良者の出勤免除と在宅勤務の承認
- ③ 会費の完全振り込み制の徹底
- ④ 職務上請求書発行業務の予約日の設定  
(4月13日より毎週月曜日・木曜日)
- ⑤ 県証紙及び用紙類の発売は通常通りとするが、まとめ買いを推奨
- ⑥ 登録申請業務の予約日の設定  
(4月13日より毎週月曜日・木曜日)

#### 4. 定時（通常）総会について

- ① 予定通り実施するが終了後の懇親会は実施しない
- ② 来賓の招待は行わない
- ③ 執行部、代議員等参加者全員のアルコール消毒励行とマスク着用・検温の実施
- ④ 体調不良者の参加自粛
- ⑤ 会場内における注意喚起文書の掲示

**いずれの会議も飲食を伴う会合等は実施致しません。**

尚今後の感染の状況次第では、研修会等の再中止を判断することもあり得ますが、その際には参加者へ個別の連絡を行うとともに、本会 HP にてお知らせ致します。

部会・委員会の開催については状況次第でメール会議、理事会の開催については状況次第で書面決議とする場合もあります。

以上